河川巡視支援業務積算基準

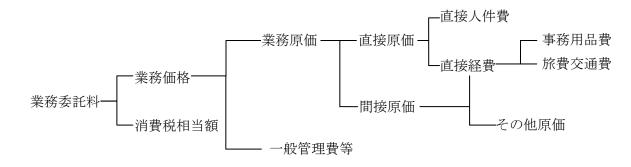
I. 平常時

1. 適用範囲

この積算基準は、河川管理に係る平常時の河川巡視支援業務を委託する場合に適用する。

2. 業務委託料

(1) 業務委託費の構成



(2) 各構成費目の算定

(中略)

③ 間接原価

イ その他原価

その他原価は、事務用品費及び旅費交通費を除く直接経費及び間接原価とし、次式により算定した額とする。

 $(その他原価) = (直接人件費) \times \alpha / (1-\alpha)$

ただし、 α は原価 (直接経費の積上計上分を除く) に占めるその他原価の割合であり、20% とする。

④ 一般管理費等

一般管理費等は、当該業務を請負う企業の運営に要する一般管理費及び付加利益とし、次式により算定した額とする。

 $(-般管理費等) = (業務原価) × <math>\beta$ / $(1-\beta)$

ただし、 β は業務価格に占める一般管理費等の割合であり、30%とする。

⑤ 消費税相当額

消費税相当額は消費税及び地方消費税相当分を積算するものとする。

現行

河川巡視支援業務積算基準

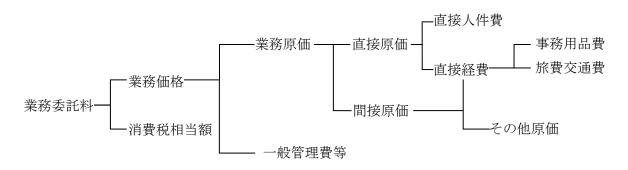
I. 平常時

1. 適用範囲

この積算基準は、河川管理に係る平常時の河川巡視支援業務を委託する場合に適用する。

2. 業務委託料

(1) 業務委託費の構成



(2)各構成費目の算定

(中略)

③ 間接原価

イ その他原価

その他原価は、事務用品費及び旅費交通費を除く直接経費及び間接原価とし、次式により算定した額とする。

 $(その他原価) = (直接人件費) \times \alpha / (1-\alpha)$

ただし、 α は原価 (直接経費の積上計上分を除く) に占めるその他原価の割合であり、20% とする。

④ 一般管理費等

一般管理費等は、当該業務を請負う企業の運営に要する一般管理費及び付加利益とし、次式により算定した額とする。

 $(-般管理費等) = (業務原価) × <math>\beta / (1 - \beta)$

ただし、βは業務価格に占める一般管理費等の割合であり、25%とする。

⑤ 消費税相当額

消費税相当額は消費税及び地方消費税相当分を積算するものとする。

河川区域内の放置車両・投棄車両・放置船・沈廃船の撤去・大型ゴミの投棄の撤去・浮浪者等の撤去等に、時間・日時を要し、巡視員が対応すれば他区間の巡視が出来ない状況であり、また、これらの対策は、事務所内部だけで解決できる問題でなく、広く地元警察署・公共団体等一連で実施

しなければ解決できない。

以上の内容を、出張所・事務所職員のみで対応することは、他の業務に多大な影響をおよぼすため、技師(C)に撤去計画・警察署との立ち会い・公共団体等との打合わせ等を行わせることができる。

4. 車両管理

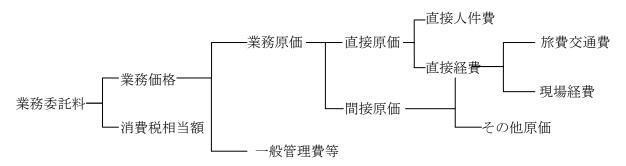
巡視に必要となる自動車の積算は、「車輛管理業務委託積算基準」により積算するものとする。

II. 出水時

1. 適用範囲

この積算基準は、出水時の河川巡視支援業務を委託する場合に適用する。

- 2. 業務委託料
 - (1) 業務委託料の構成



(2) 各構成費目の算定

(中略)

② 間接原価

イ その他原価

その他原価は、現場管理費、旅費交通費を除く直接経費及び間接原価とし、次式により算定した額とする。

 $(その他原価) = (直接人件費) \times \alpha / (1 - \alpha)$

ただし、 α は原価 (直接経費の積上計上分を除く) に占めるその他原価の割合であり、20% とする。

現行

3. 河川巡視に技師(C)を必要とする高度な業務内容

河川区域内の放置車両・投棄車両・放置船・沈廃船の撤去・大型ゴミの投棄の撤去・浮浪者等の撤去等に、時間・日時を要し、巡視員が対応すれば他区間の巡視が出来ない状況であり、また、これらの対策は、事務所内部だけで解決できる問題でなく、広く地元警察署・公共団体等一連で実施しなければ解決できない。

以上の内容を、出張所・事務所職員のみで対応することは、他の業務に多大な影響をおよぼすため、技師(C)に撤去計画・警察署との立ち会い・公共団体等との打合わせ等を行わせることができる。

4. 車両管理

巡視に必要となる自動車の積算は、「車輌管理業務委託積算基準」により積算するものとする。

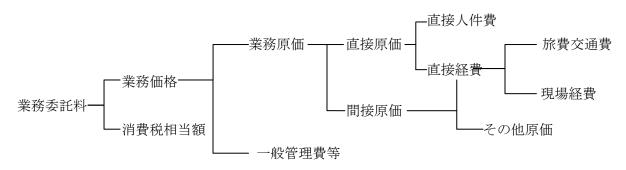
Ⅱ. 出水時

1. 適用範囲

この積算基準は、出水時の河川巡視支援業務を委託する場合に適用する。

2. 業務委託料

(1) 業務委託料の構成



(2)各構成費目の算定

(中略)

② 間接原価

イ その他原価

その他原価は、現場管理費、旅費交通費を除く直接経費及び間接原価とし、次式により算定した額とする。

 $(その他原価) = (直接人件費) \times \alpha / (1 - \alpha)$

ただし、 α は原価 (直接経費の積上計上分を除く) に占めるその他原価の割合であり、20% とする。

	改正		現行
	一般管理費等 一般管理費等は、当該業務を請負う企業の運営に要する一般管理費及び付加利益とし、次式により算定した額とする。 (一般管理費等) = (業務原価) × β / $(1-\beta)$ ただし、 β は業務価格に占める一般管理費等の割合であり、 30% とする。		一般管理費等 一般管理費等は、当該業務を請負う企業の運営に要する一般管理費及び付加利益とし、次定により算定した額とする。 (一般管理費等) = (業務原価) × β / $(1-\beta)$ ただし、 β は業務価格に占める一般管理費等の割合であり、 2.5% とする。
5	消費税相当額 消費税相当額は消費税及び地方消費税相当分を積算するものとする。	(5)	消費税相当額 消費税相当額は消費税及び地方消費税相当分を積算するものとする。

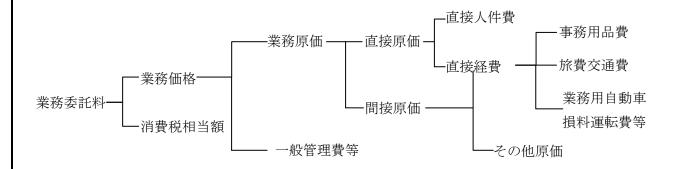
道路許認可審査・適正化指導業務積算基準

L. 適用範囲

この積算基準は、通常の道路許認可審査・適正化指導業務を委託する場合に適用するものとする。

2. 業務委託料

(1) 業務委託料の構成



(2) 業務委託料構成費目の内容

直接原価

イ 直接人件費

直接人件費は業務に従事する者(以下「業務従事者」という。)の人件費とする。

- ロ 直接経費は、業務処理に必要な経費の内a、b、cに挙げるものとする。
 - a. 事務用品費
 - b. 旅費交通費
 - c. 業務用自動車損料、燃料費及び運転手賃金等

ただし、a、b、c以外の直接経費は、その他原価とする。

② 間接原価

イ その他原価

その他原価は、事務用品費、旅費交通費、業務用自動車損料、燃料費及び運転手賃金等を除く直接経費及び間接原価とする。

③ 一般管理費等

一般管理費等は、当該業務を請負う企業の運営に要する一般管理費及び付加利益とする。

④ 消費税相当額

消費税相当額は消費税及び地方消費税相当分を積算するものとする。

現行

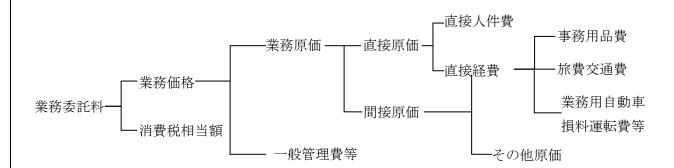
道路許認可審查・適正化指導業務積算基準

1. 適用範囲

この積算基準は、通常の道路許認可審査・適正化指導業務を委託する場合に適用するものとする。

2. 業務委託料

(1)業務委託料の構成



(2)業務委託料構成費目の内容

直接原価

イ 直接人件費

直接人件費は業務に従事する者(以下「業務従事者」という。)の人件費とする。

- ロ 直接経費は、業務処理に必要な経費の内a、b、cに挙げるものとする。
 - a. 事務用品費
 - b. 旅費交通費
 - c. 業務用自動車損料、燃料費及び運転手賃金等

ただし、a、b、c以外の直接経費は、その他原価とする。

② 間接原価

イ その他原価

その他原価は、事務用品費、旅費交通費、業務用自動車損料、燃料費及び運転手賃金等を除く直接経費及び間接原価とする。

③ 一般管理費等

一般管理費等は、当該業務を請負う企業の運営に要する一般管理費及び付加利益とする。

④ 消費税相当額

消費税相当額は消費税及び地方消費税相当分を積算するものとする。

3. 業務委託料の積算

(1) 業務委託料の積算方式

業務委託料は次の方式により積算するものとする。

業務委託料 = (業務価格) + (消費税相当額)

- =「(業務原価)+(一般管理費等)]+(消費税相当額)
- = [(直接人件費)+(直接経費)+(その他原価)]+(一般管理費等)+(消費税相当額)

(2) 各構成費目の算定

(中略)

③ その他原価

その他原価は次式により算定した額とする。

 $(その他原価) = (直接人件費) \times \alpha / (1-\alpha)$

ただし、 α は原価(直接経費の積上計上分を除く)に占めるその他原価の割合であり、 20%とする。

④ 一般管理費等

一般管理費等は次式により算定した額とする。

 $(-般管理費等) = (業務原価) \times \beta / (1 - \beta)$

ただし、 β は業務価格に占める一般管理費等の割合であり、30%とする。

(3) 業務打合せ・指揮監督

① 業務管理者の直接人件費

1業務委託当り、1ヵ月に1回打合せを行い、1回当り技師(B)を0.5人計上することを標準とする。また、業務管理者による指揮・監督業務として、1ヶ月当たり技師(B)を1.0人・日計上する。ただし、指揮・監督業務については、想定される担当技術者数が2人以下の場合は、0.5を乗じること。

② 打合せ場所

事務所、出張所等とする。

(4) 変更の取扱い

業務委託の変更は、次の各号に基づいて行うものとし、官積算書をもとにして次の式により算出する。

変更業務委託料=変更積算金額× 直前の請負金額 直前の積算金額

① 直接人件費

イ 直接人件費は編成人員又は履行制限に変更のない限り変更契約しない。

3. 業務委託料の積算

(1) 業務委託料の積算方式

業務委託料は次の方式により積算するものとする。

業務委託料 = (業務価格) + (消費税相当額)

=「(業務原価)+(一般管理費等)]+(消費税相当額)

現行

= [(直接人件費)+(直接経費)+(その他原価)]+(一般管理費等)+(消費税相当額)

(2) 各構成費目の算定

(中略)

③ その他原価

その他原価は次式により算定した額とする。

(その他原価) = (直接人件費) × α / (1 - α)

ただし、 α は原価(直接経費の積上計上分を除く)に占めるその他原価の割合であり、 20%とする。

④ 一般管理費等

一般管理費等は次式により算定した額とする。

 $(-般管理費等) = (業務原価) \times \beta / (1 - \beta)$

ただし、βは業務価格に占める一般管理費等の割合であり、25%とする。

(3)業務打合せ・指揮監督

② 業務管理者の直接人件費

1業務委託当り、1ヵ月に1回打合せを行い、1回当り技師(B)を0.5人計上することを標準とする。また、業務管理者による指揮・監督業務として、1ヶ月当たり技師(B)を1.0人・日計上する。ただし、指揮・監督業務については、想定される担当技術者数が2人以下の場合は、0.5を乗じること。

③ 打合せ場所

事務所、出張所等とする。

(4)変更の取扱い

業務委託の変更は、次の各号に基づいて行うものとし、官積算書をもとにして次の式により算出する。

変更業務委託料=変更積算金額× 直前の請負金額 直前の積算金額

① 直接人件費

イ 直接人件費は編成人員又は履行制限に変更のない限り変更契約しない。

改正	現行
ロ 災害等で大幅に業務量が変更になった場合は、変更契約の対象とする。	ロ 災害等で大幅に業務量が変更になった場合は、変更契約の対象とする。
(編成人員及び超過業務時間)	(編成人員及び超過業務時間)
ロ 災害等で大幅に業務量が変更になった場合は、変更契約の対象とする。	ロ 災害等で大幅に業務量が変更になった場合は、変更契約の対象とする。

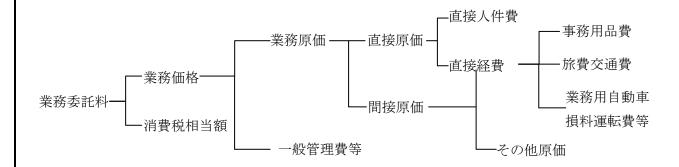
河川許認可審查支援業務積算基準

1. 適用範囲

この積算基準は、通常の河川許認可審査支援業務を委託する場合に適用するものとする。

2. 業務委託料

(1) 業務委託料の構成



(2) 業務委託料構成費目の内容

直接原価

イ 直接人件費

直接人件費は業務に従事する者(以下「業務従事者」という。)の人件費とする。

- ロ 直接経費は、業務処理に必要な経費の内a、b、cに挙げるものとする。
 - a. 事務用品費
 - b. 旅費交通費
 - c. 業務用自動車損料、燃料費及び運転手賃金等

ただし、a、b、c以外の直接経費は、その他原価とする。

② 間接原価

イ その他原価

その他原価は、事務用品費、旅費交通費、業務用自動車損料、燃料費及び運転手賃金等を除く直接経費及び間接原価とする。

③ 一般管理費等

一般管理費等は、当該業務を請負う企業の運営に要する一般管理費及び付加利益とする。

④ 消費税相当額

消費税相当額は消費税及び地方消費税相当分を積算するものとする。

現行

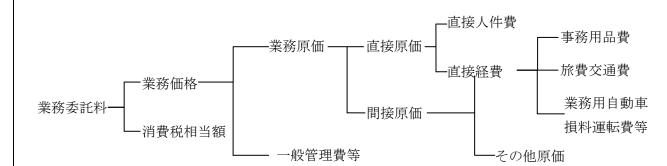
河川許認可審查支援業務積算基準

1. 適用範囲

この積算基準は、通常の河川許認可審査支援業務を委託する場合に適用するものとする。

2. 業務委託料

(1)業務委託料の構成



(2)業務委託料構成費目の内容

直接原価

イ 直接人件費

直接人件費は業務に従事する者(以下「業務従事者」という。)の人件費とする。

- ロ 直接経費は、業務処理に必要な経費の内a、b、cに挙げるものとする。
 - a. 事務用品費
 - b. 旅費交通費
 - c. 業務用自動車損料、燃料費及び運転手賃金等

ただし、a、b、c以外の直接経費は、その他原価とする。

② 間接原価

イ その他原価

その他原価は、事務用品費、旅費交通費、業務用自動車損料、燃料費及び運転手賃金等を除く直接経費及び間接原価とする。

③ 一般管理費等

一般管理費等は、当該業務を請負う企業の運営に要する一般管理費及び付加利益とする。

④ 消費税相当額

消費税相当額は消費税及び地方消費税相当分を積算するものとする。

3. 業務委託料の積算

(1) 業務委託料の積算方式

業務委託料は次の方式により積算するものとする。

業務委託料 = (業務価格) + (消費税相当額)

- =「(業務原価)+(一般管理費等)]+(消費税相当額)
- = 「(直接人件費) + (直接経費) + (その他原価)] + (一般管理費等) + (消費税相当額)

(2) 各構成費目の算定

(中略)

③ その他原価

その他原価は次式により算定した額とする。

(その他原価) = (直接人件費) × α / (1 - α)

ただし、 α は原価(直接経費の積上計上分を除く)に占めるその他原価の割合であり、20%とする。

- ④ 一般管理費等
 - 一般管理費等は次式により算定した額とする。

 $(-般管理費等) = (業務原価) × <math>\beta$ / $(1-\beta)$

ただし、 β は業務価格に占める一般管理費等の割合であり、30%とする。

- (3) 業務打合せ・指揮監督
 - ① 業務管理者の直接人件費

1業務委託当り、1ヵ月に1回打合せを行い、1回当り技師(B)を0.5人計上することを標準とする。また、業務管理者による指揮・監督業務として、1ヶ月当たり技師(B)を1.0人・日計上する。ただし、指揮・監督業務については、想定される担当技術者数が2人以下の場合は、0.5を乗じること。

② 打合せ場所

事務所、出張所等とする。

(4) 変更の取扱い

業務委託の変更は、次の各号に基づいて行うものとし、官積算書をもとにして次の式により算出する。

変更業務委託料=変更積算金額× 直前の請負金額 直前の積算金額

- ① 直接人件費
 - イ 直接人件費は編成人員又は履行制限に変更のない限り変更契約しない。
 - ロ 災害等で大幅に業務量が変更になった場合は、変更契約の対象とする。 (編成人員及び超過業務時間)

4. 業務委託料の積算

(1) 業務委託料の積算方式

業務委託料は次の方式により積算するものとする。

業務委託料 = (業務価格) + (消費税相当額)

=「(業務原価)+(一般管理費等)]+(消費税相当額)

現行

- = [(直接人件費)+(直接経費)+(その他原価)]+(一般管理費等)+(消費税相当額)
- (2) 各構成費目の算定

(中略)

③ その他原価

その他原価は次式により算定した額とする。

 $(その他原価) = (直接人件費) \times \alpha / (1-\alpha)$

ただし、 α は原価(直接経費の積上計上分を除く)に占めるその他原価の割合であり、20%とする。

④ 一般管理費等

一般管理費等は次式により算定した額とする。

 $(-般管理費等) = (業務原価) × <math>\beta$ / $(1-\beta)$

ただし、βは業務価格に占める一般管理費等の割合であり、25%とする。

- (3)業務打合せ・指揮監督
 - ① 業務管理者の直接人件費

1業務委託当り、1ヵ月に1回打合せを行い、1回当り技師(B)を0.5人計上することを標準とする。また、業務管理者による指揮・監督業務として、1ヶ月当たり技師(B)を1.0人・日計上する。ただし、指揮・監督業務については、想定される担当技術者数が2人以下の場合は、0.5を乗じること。

② 打合せ場所

事務所、出張所等とする。

(4)変更の取扱い

業務委託の変更は、次の各号に基づいて行うものとし、官積算書をもとにして次の式により算出する。

変更業務委託料=変更積算金額× 直前の請負金額 直前の積算金額

- ① 直接人件費
 - イ 直接人件費は編成人員又は履行制限に変更のない限り変更契約しない。
 - ロ 災害等で大幅に業務量が変更になった場合は、変更契約の対象とする。 (編成人員及び超過業務時間)

改正 現行 ダ ム 管 理 支 援 業 務 積 算 基 準 1. 適用範囲 この積算基準は、通常のダム管理支援業務を委託する場合に適用するものとする。 2. ダム管理業務A (ダム等操作支援等) (1)業務委託料 ① 業務委託料の構成 - 直接人件費 -事務用品費 -業務原価 **---**直接原価-└ 直接経費 *──*旅費・交通費 ---業務価格-業務委託料-└─間接原価 ― ──消費税相当額 - 一般管理費等 └ その他原価 ② 業務委託料構成費目の内容 イー直接人件費 (イ) 直接人件費 直接人件費は、業務処理に従事する技術者の人件費とする。 直接人件費は、委託期間を月数単位(少数1位止め、第2位四捨五入で表示し、月額単 価(基準日額×19.5 日/月)で積算することを標準とする。 (口) 直接経費 直接経費は、業務処理に必要な経費のうち次に掲げるものとする。 a 事務用品費 b 旅費交通費 ただし、a、b以外の直接経費は、その他原価とする。 ロ 間接原価 (イ) その他原価 その他原価は、a、b以外の直接経費及び間接原価とする。 ハ 一般管理費等

一般管理費等は、当該業務を請負う企業の運営に要する一般管理費及び付加利益とする。

現行

二消費税相当額

消費税相当額は消費税及び地方消費税相当分を積算するものとする。

(2)業務委託料の積算

イ 直接人件費

(イ)直接人件費

業務処理に従事する技術者は、技術員とする。

(口) 直接経費

a 事務用品費

特に必要がある場合に計上する。

b 旅費交通費

旅費交通費は「国土交通省所管旅費取扱規程」及び「国土交通省職日額旅費支給規程」 による。

なお、本支店から業務場所までの通勤距離が片道30km以内、又は自動車で片道1時間以内の範囲については、交通費は計上しない。

(ハ) 業務打合せ・指揮監督

- i 調査職員との打合せとして、1業務当り1回/月の業務打合せに必要な管理技術者(技師A)を 0.5 人/日計上することを標準とする。また、管理技術者による指揮・監督業務として、技師Aを1ヶ月あたり1.0 人/日計上する。ただし、指揮・監督業務については、想定される担当技術者数が2人以下の場合は、0.5を乗じること。
- ii 打合せ場所はダム管理所を標準とする。

ローその他原価

その他原価は次式により算定した額の範囲内とする。

 $(その他原価) = (直接人件費) × <math>\alpha / (1 - \alpha)$

ただし、 α は原価(直接経費の積上計上分を除く)に占めるその他原価の割合であり、3.5%とする。

ハ 一般管理費等

一般管理費等は次式により算定した額の範囲内とする。

 $(-般管理費等) = (業務原価) <math>\times \beta / (1 - \beta)$

ただし、 β は業務価格に占める一般管理費等の割合であり、30%とする。

改正 現行 3. ダム管理業務B (調査職員勤務時間外及び閉庁日における情報連絡業務) (1)業務委託料 ① 業務委託料の構成 _直接人件費 一 事務用品費 -業務原価-- 直接原価-□直接経費 — 旅費・交通費 - 業務価格-業務委託料一 — 間接原価 — └─ 消費税相当額 — 一般管理費等 ― その他原価 ② 業務委託料構成費目の内容 イー直接人件費 (イ) 直接人件費 直接人件費は、業務処理に従事する作業者の労務費とする。 直接人件費は、委託期間に業務処理に従事する日数で積算することを標準とする。 (口) 直接経費 直接経費は、業務処理に必要な経費のうち次に掲げるものとする。 a 事務用品費 b 旅費交通費 ただし、a、b以外の直接経費は、その他原価とする。 口 間接原価 (イ) その他原価 その他原価は、a、b以外の直接経費及び間接原価とする。 <mark>ハ 一般管理費等</mark> 一般管理費等は、当該業務を請負う企業の運営に要する一般管理費及び付加利益とする。 <mark>ニ 消費税相当額</mark> 消費税相当額は消費税及び地方消費税相当分を積算するものとする。

(2)業務委託料の積算

イ 直接人件費

(イ) 直接人件費

業務処理に従事する作業者は、普通作業員相当を標準とする。 就業時間及び仮眠時間については、業務内容に応じて別途計上する。

・就業時間に基づく直接人件費の算出例

平 日 16:30~9:00

休 日 8:30~17:30 17:00~9:00

22時から6時までの時間については、業務に支障のない限り6時間を越えない範囲内で仮眠することができる

時間 項目	8	3 10	<mark>12 1</mark> 4	1 1 6	18	2 0	2 2	2 4	2	4	6	8	
平日		9:00 基本日額=	-基準日額+	-	6:30 × 1 / 8	(0. 5	H×12	5/10	0 0 + 2 I	H×15(0/10	0)×構;	成比)
休日		8;30 9:00 基本日額=	基準日額×2	1	7:30 7:00 額×1/	´8 (O.	5 H×1	25/1	0 0 + 2	H×15	0/10	0)×構	成比)

(口) 直接経費

a 事務用品費

特に必要がある場合に計上する。

b 旅費交通費

旅費交通費は「国土交通省所管旅費取扱規程」及び「国土交通省職日額旅費支給規程」 による。

なお、本支店から業務場所までの通勤距離が片道30km以内、又は自動車で片道1時間以内の範囲については、交通費は計上しない。

(ハ) 業務打合せ・指揮監督

i 調査職員との打合せとして、1業務当り1回/月の業務打合せに必要な管理技術者(技師A)を0.5人/日計上することを標準とする。また、管理技術者による指揮・監督業務として、技師Aを1ヶ月あたり1.0人/日計上する。ただし、指揮・監督業務については、想定される担当技術者数が2人以下の場合は、0.5を乗じること。

ただし、ダム管理業務Aで合併発注する場合は計上しないものとする。

ii 打合せ場所はダム管理所を標準とする。

	現行
ロ その他原価 その他原価 その他原価は次式により算定した額の範囲内とする。 (その他原価) = (直接人件費) $\times \alpha$ / $(1-\alpha)$ ただし、 α は原価(直接経費の積上計上分を除く)に占めるその他原価の割合であり、 20% とする。	
ハ 一般管理費等 $-般管理費等は次式により算定した額の範囲内とする。$ $(一般管理費等) = (業務原価) \times \beta / (1 - \beta) ただし、\betaは業務価格に占める一般管理費等の割合であり、30\%とする。$	
4. 車両管理 巡回に必要となる自動車の積算は、「車輌管理業務委託積算基準」により積算するものとする。	

改正 現行 堰 · 排 水 機 場 管 理 支 援 業 務 積 算 基 準 1. 適用範囲 この積算基準は、通常の堰・排水機場管理支援業務を委託する場合に適用するものとする。 2. 堰・排水機場管理業務A(堰・排水機場操作支援等) (1)業務委託料 ① 業務委託料の構成 - 直接人件費 - 事務用品費 - 業務原価 —— 直接原価-□ 直接経費 — 」 旅費・交通費 一業務価格-業務委託料一 -間接原価-一消費税相当額 - 一般管理費等 └─ その他原価 ② 業務委託料構成費目の内容 イー直接人件費 (イ) 直接人件費 直接人件費は、業務処理に従事する技術者の人件費とする。 直接人件費は、委託期間を月数単位(少数1位止め、第2位四捨五入で表示し、月額単 価(基準日額×19.5 日/月)で積算することを標準とする。 災害等で大幅に業務量が変更になった場合は、変更契約の対象とする。 (編成人員及び超過業務時間) (口) 直接経費 直接経費は、業務処理に必要な経費のうち次に掲げるものとする。 a 事務用品費 b 旅費交通費 ただし、a、b以外の直接経費は、その他原価とする。 口 間接原価 (イ) その他原価 その他原価は、a、b以外の直接経費及び間接原価とする。

改正 現行 <mark>ハ 一般管理費等</mark> 一般管理費等は、当該業務を請負う企業の運営に要する一般管理費及び付加利益とする。 二 消費税相当額 消費税相当額は消費税及び地方消費税相当分を積算するものとする。 (2)業務委託料の積算 イ 直接人件費 (イ) 直接人件費 業務処理に従事する技術者は、技術員とする。 (口) 直接経費 a 事務用品費 特に必要がある場合に計上する。 b 旅費交通費 旅費交通費は「国土交通省所管旅費取扱規程」及び「国土交通省職日額旅費支給規程」 による。 なお、本支店から業務場所までの通勤距離が片道30km以内、又は自動車で片道1時 間以内の範囲については、交通費は計上しない。 (ハ) 業務打合せ・指揮監督 i 調査職員との打合せとして、1業務当り1回/月の業務打合せに必要な管理技術者(技 師A)を 0.5 人/日計上することを標準とする。また、管理技術者による指揮・監督業務 として、技師Aを1ヶ月あたり 1.0 人/日計上する。ただし、指揮・監督業務については、 想定される担当技術者数が2人以下の場合は、0.5を乗じること。 ii 打合せ場所は施設を所管する事務所を標準とする。 ロ その他原価 その他原価は次式により算定した額の範囲内とする。 $(その他原価) = (直接人件費) × <math>\alpha / (1 - \alpha)$ ただし、αは原価(直接経費の積上計上分を除く)に占めるその他原価の割合であり、 20%とする。

ハ 一般管理費等

一般管理費等は次式により算定した額の範囲内とする。

改正 現行 $(-般管理費等) = (業務原価) <math>\times \beta / (1 - \beta)$ ただし、 β は業務価格に占める一般管理費等の割合であり、30%とする。 3. 堰・排水機場管理業務B (調査職員勤務時間外及び閉庁日における情報連絡業務) (1)業務委託料 ① 業務委託料の構成 _直接人件費 - 事務用品費 -業務原価**---** 直接原価-- 旅費・交通費 一直接経費 🖳 - 業務価格-業務委託料一 └─ 間接原価-一消費稅相当額 - 一般管理費等 └ その他原価 ② 業務委託料構成費目の内容 イー直接人件費 (イ) 直接人件費 直接人件費は、業務処理に従事する作業者の労務費とする。 直接人件費は、委託期間に業務処理に従事する日数で積算することを標準とする。 (口) 直接経費 直接経費は、業務処理に必要な経費のうち次に掲げるものとする。 a 事務用品費 b 旅費交通費 ただし、a、b以外の直接経費は、その他原価とする。 口 間接原価 (イ) その他原価 その他原価は、a、b以外の直接経費及び間接原価とする。 ハ 一般管理費等 一般管理費等は、当該業務を請負う企業の運営に要する一般管理費及び付加利益とする。

二 消費税相当額

消費税相当額は消費税及び地方消費税相当分を積算するものとする。

(2)業務委託料の積算

イ 直接人件費

(イ) 直接人件費

業務処理に従事する作業者は、普通作業員相当を標準とする。 就業時間及び仮眠時間については、業務内容に応じて別途計上する。

・就業時間に基づく直接人件費の算出例

平 日 16:30~9:00

休 日 8:30~17:30 17:00~9:00

22時から6時までの時間については、業務に支障のない限り6時間を越えない範囲内で仮眠することができる

時間 項目	8 10 12 14 16 18 20 22 24 2 4 6 8
平日	9:00 16:30 基本日額=基準日額+(基準日額×1/8(0.5H×125/100+2H×150/100)×構成比)
休日	8;30 17:30 9:00 17;00 基本日額=基準日額×2+(基準日額×1/8 (0.5H×125/100+2H×150/100)×構成比)

(口) 直接経費

a 事務用品費

特に必要がある場合に計上する。

b 旅費交通費

旅費交通費は「国土交通省所管旅費取扱規程」及び「国土交通省職日額旅費支給規程」 による。

なお、本支店から業務場所までの通勤距離が片道30km以内、又は自動車で片道1時間以内の範囲については、交通費は計上しない。

(ハ) 業務打合せ・指揮監督

i 調査職員との打合せとして、1業務当り1回/月の業務打合せに必要な管理技術者(技師A)を 0.5 人/日計上することを標準とする。また、管理技術者による指揮・監督業務として、技師Aを1ヶ月あたり1.0 人/日計上する。ただし、指揮・監督業務については、想定される担当技術者数が2人以下の場合は、0.5を乗じること。

7/. →	7 □
改正	現行
ただし、堰・排水機場管理業務Aと併せて発注する場合は計上しないものとする。	
ii 打合せ場所は施設を所管する事務所を標準とする。	
ローその他原価	
その他原価は次式により算定した額の範囲内とする。	
(その他原価) = (直接人件費) $\times \alpha$ / (1 - α)	
ただし、 α は原価(直接経費の積上計上分を除く)に占めるその他原価の割合であり、	
<u>20%</u> とする。	
<mark>ハー般管理費等</mark>	
一般管理費等は次式により算定した額の範囲内とする。	
$(-般管理費等) = (業務原価) × \beta / (1 - \beta)$	
ただし、 β は業務価格に占める一般管理費等の割合であり、 30% とする。	
<mark>4. 車両管理</mark>	
巡回に必要となる自動車の積算は、「車輛管理業務委託積算基準」により積算するものとする。	
	I .